

学校法人 SBI 大学における教育研究費の運営及び管理体制に関する要項

2017 年 1 月 10 日施行（学長決定）

2020 年 12 月 9 日改正（最終）

（趣旨）

第 1 条 この要項は、学校法人 SBI 大学における教育研究費の不正防止対策の基本方針（2017 年 1 月学長決定）第 1 項第 1 号に基づき、本学における教育研究費の運営及び管理者、並びにその者の管理監督の責任を明確にし、教育研究費の運営及び管理の適正性を図るため必要な事項を定める。

（定義）

第 2 条 この要項において教育研究費とは、学校法人 SBI 大学にて教育研究に関わるすべての経費をいう。

（最高管理責任者）

第 3 条 本学に、教育研究費の運営及び管理について最終責任を負うものとして最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針（以下「基本方針」という。）を、本学の役員、職員、学生及び本学の教育研究費の執行に関わる者（以下「教職員等」という。）に周知するとともに、次条に規定する統括管理責任者及び第 5 条に規定する部局担当者（以下「各責任者等」という。）が責任を持って教育研究費の適切な運営及び管理が行えるよう次の措置を講じなければならない。

(1) 定期的に各責任者等から報告を受ける場を設け、意思の浸透を図ること。

(2) 基本方針の見直し、必要な予算又は必要な人員の配置を行うこと。

（統括管理責任者）

第 4 条 本学に、最高管理責任者を補佐し、教育研究費の運営及び管理について学内全体を統括する実質的な責任と権限を持ち、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者として統括管理責任者を置き、次の各号に定める者をもって充てる。

(1) 教育研究費の管理 事務局長

(2) 研究に係る運営 研究科長

(3) 教育に係る運営 研究科長

2 統括管理責任者は、第 3 条 2 項の基本方針に基づき、大学全体の具体的な対策を策定し、部局担当者を実施を指示すること。

- 3 統括管理責任者は、当該実施状況を確認し、最高管理責任者に報告すること。

(部局担当者)

第5条 教育研究費の運営及び管理について部局担当者を置き、FD・SD委員会をもって充てる。

- 2 部局担当者は、統括管理責任者の指示により、次の各号に定める事項を実施しなければならない。
 - (1) 自己の管理監督又は指導する部局(事務部門を含む。以下「部局」という。)における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
 - (2) 部局内の教職員等に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
 - (3) 部局において、教職員等が適切に教育研究費の運営及び管理を行っているかなどをモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(職名の公開)

第6条 最高管理責任者、統括管理責任者、部局担当者(以下「最高管理責任者等」という。)を定めたときは、その職名を公開する。

(最高管理責任者等の義務と責任)

第7条 最高管理責任者等は、教育研究費の運営及び管理についてそれぞれの職務を行わなければならない。

- 2 最高管理責任者等は、それぞれの職務について、責任が十分果たされず、結果的に不正を招いた場合には他の関係法令又は法人の規則により処分の対象となることがある。

附 記

この要項は、2017年1月10日から施行する。

この要項は、2019年11月11日から一部改正施行する。

この要項は、2020年12月9日から一部改正施行する。

学校法人 SBI 大学における教育研究費の運営及び管理体制に関する要項第 6 条による職名の公開

区分及び職務内容	責任者の職位
<p>最高管理責任者 学内を統括し、教育研究費の運営及び管理について最終責任を負う者</p> <ul style="list-style-type: none"> 不正防止対策の基本方針を策定し、職員に周知 	<p>学長</p>
<p>統括管理責任者【教育研究費の管理】 統括管理責任者【研究に係る運営】 統括管理責任者【教育に係る運営】</p> <p>最高管理責任者を補佐し、教育研究費の運営及び管理について学内全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者</p> <ul style="list-style-type: none"> 不正防止対策の基本方針に基づき、大学全体の具体的な対策を策定し、部局担当者に対策の実施を行わせ、その実施状況を確認 	<p>事務局長 研究科長 研究科長</p>
<p>部局担当者</p> <p>所属する部局における教育研究費の運営及び管理を行う者</p> <ul style="list-style-type: none"> 所属する部局における不正防止対策の基本方針に基づく対策を実施し、実施状況を統括管理責任者に報告 不正防止を図るため、部局内の教職員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理 部局において、教職員が適切に教育研究費等の運営及び管理をおこなっているかモニタリングし、必要に応じ改善を指導 	<p>FD・SD 委員会</p>

(研究倫理教育・コンプライアンス教育の学修方法及び実施時期)

学修方法及び学修時期は次のとおりとする。なお、法令やその他の規則等により定められたものについては当該定めに従うものとする。

1. 採用時の研究倫理研修（職務規程や関連規則、法規等を含む。）
総括管理責任者は、新任教員研修において、大学教員に対し研究倫理について啓発を行うものとする。
2. 定期的な研究倫理研修
大学教員は、採用時及びその後少なくとも5年毎に研究倫理eラーニングを履修し修了しなければならない。